記

［１～３　略］

４　各手続に係る個別事項（注２）（注６）

□無線局免許手続規則第20条の３に関する手続

［①～⑦　略］

⑧　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

□無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続

［①～⑥　略］

⑦　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

□無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続

［①～⑤　略］

⑥　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、電気通信設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要、当該設備等維持業務の委託先の氏名又は名称及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（注７）

［５　略］

６　申請（届出）の内容に関する連絡先

［表略］

［注１～４　略］

５　３の欄は、次によること。

［⑴　略］

⑵　基幹放送をする無線局以外の無線局のうち、法第５条第２項各号のいずれにも該当しないものについては、外国性の有無の欄への記載に加えて、次の様式を別葉として提出すること。なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）、独立行政法人その他これらに準ずる議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。また、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

［ア～ウ　略］

記

［１～３　同左］

４　［同左］

□無線局免許手続規則第20条の３に関する手続

［①～⑦　同左］

⑧　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

□無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続

［①～⑥　同左］

⑦　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）（注７）

□無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続

［①～⑤　同左］

⑥　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（注７）

［５　同左］

６　［同左］

［表同左］

［注１～４　同左］

５　［同左］

［⑴　同左］

⑵　基幹放送をする無線局以外の無線局のうち、法第５条第２項各号のいずれにも該当しないものについては、外国性の有無の欄への記載に加えて、次の様式を別葉として提出すること。なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）、独立行政法人その他の議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。

［ア～ウ　同左］